

公 告 第 7 号

2024年 3月5日

シャープ健康保険組合
理事長 宮 川 直 之



組合規程の一部変更について

当健康保険組合規程が別紙の通り変更となりますので、組合規約第52条の規定により公告します。

以 上

第4号議案

組合規程等の改定及び廃止

2. 「公印管理要領」の廃止

公印管理要領については、過去、健保連の規程(例)において、印章規程に統一されていることから、今回、本要領を令和6年4月1日付けで廃止とする。

公印管理要領

(目的)

第1条 この要領は、本組合公印の適正な管理について定める。

(公印)

第2条 公印とは本組合において発行する文書等に押す印章をいう。

(種類)

第3条 公印の種類は、次のとおりとする。

1. 理事長印 (丸型)
2. 組合印 (2.4×2.4センチ角型)
3. 組合印 (2.0×2.0センチ角型)

2 公印は、原則として各1個とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(管理責任者)

第4条 公印の管理責任者は常務理事とする。

次頁へ

前頁より

(使用)

第5条 公印の使用については次による。

1. 公印を押印しようとするときは、関係書類を添えて管理責任者に提出し押印を受ける
2. 公印は原則として、組合内の事務所において使用する。ただし、事務所外で特に使用の必要あるときは、公印持ち出し簿に記載し決裁を得て管理責任者が指名した者が使用する。

(保管)

第6条 公印の保管は、次により行なう

1. 公印は常に管理責任者の手許におかななければならない。
2. 管理責任者不在の場合は、公印を代行者に確実に引継がなくてはならない。
3. 公印は、勤務時間終了後は金庫に格納しなければならない。

(改廃)

第7条 公印を盗難、紛失、毀損したとき、又は改正廃棄しようとするときは、直ちに理事長に届けなければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から廃止する。